(市長記者会見資料)

「京都市景観デザイン協議会」の設置及び 「京都市景観政策アドバイザー制度」の創設について ~第三者の意見を取り入れながら政策を推進する"仕組み"の構築!~

京都市では、景観創生監の設置や景観部門の組織再編を含む思い切った審査体制の強化を図る一方、既存分譲マンションの維持管理や円滑な建替えを支援する「分譲マンション建替・大規模修繕アドバイザー派遣制度」等、政策を円滑に推進するための支援策を創設し、新たな景観政策の9月施行に向けた取組を着実に進めています。

この度,京都の建築設計に携わる専門家で組織されている団体や建築デザイン,景観等を 専門とする学識経験者のご意見をお聴きしながら,デザイン基準の運用を図る「京都市景観 デザイン協議会」を設置することとしました。

さらに、「法制度や都市政策分野などの第一人者ともいえる専門家の英知」を、京都市の景 観政策の効果的な運用や見直しに反映させるため、その助言や提案をいただく「京都市景観 政策アドバイザー制度」を新たに創設します。

今後とも、パートナーシップによる景観・まちづくりの原点に立ち、絶えず進化、成長する、歴史都市・京都にふさわしい景観政策を推進して参ります。

記

1 「京都市景観デザイン協議会」の設置

(1)目的

新たな景観政策を推進するに当たって、専門家や学識経験者のご意見をデザイン基準に反映させる仕組みを構築すること。

(2)構成

建築設計関連団体等の専門家、学識経験者、行政部門の20人程度で構成

- ○建築設計関連団体
 - 社団法人京都府建築士会
 - 社団法人京都府建築設計事務所協会
 - · 社団法人日本建築家協会近畿支部京都会
 - 京都建築設計監理協会
 - 京都建築家協同組合

○学識経験者

建築デザインや景観等に造詣が深い学識経験者数名

(3) 設置時期

平成19年7月中旬(予定)

(4)役割

ア 新たな景観政策において、良好な都市景観の保全等を要する市街地(美観地区、 美観形成地区及び建造物修景地区)に定めた市街地類型76地域等に係るデザイン 基準の今後のあり方の調査・検討

イ 日常の審査業務の過程で得られた優れた建築デザインをデザイン基準として採用 することの是非の検討

2 「京都市景観政策アドバイザー制度」の創設

(1)目的

法制度や都市政策等を専門とする学識経験者から助言,提案を受けることよって,新 たな景観政策に基づく具体的な施策のあり方を常に検証し,進化,成長し続けるための 仕組みを構築すること。

(2) アドバイザー

現在,数名を人選中

(3) 設置時期

平成19年7月中(予定)

(参 考)

- 市街地類型76地域について
 - ○新たな景観政策の9月施行の時点では、いわゆる良好な都市景観の保全等を要する市街地(美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区)を従来の「美観地区第1種地域」をはじめとする7地域から、「山ろく型美観地区」をはじめとする12地区とし、それぞれの地区ごとに策定したデザイン基準で制度運用を開始。
 - ○さらに、この12地区を、地域特性に応じて76の地域にきめ細やかに区分し、そのデザイン基準を2年を目途に策定していく予定。
 - ○このことにより、京都ブランドに磨きをかけ、都市の品格を高めていく都市デザインを 確立する。

4 地域

4 地域

9 地域

9地域

7 地域

6 地域

4 地域

3地域

4 地域

1 地域

8地域

76地域

17地域

	_		
従来の地域		新たな景観政策による地域 (平成19年9月1日時点)	
(平成19年8月31日まで)			
美観地区第1種地域 美観地区第2種地域 美観地区第3種地域 美観地区第4種地域 美観地区第5種地域 建造物修景地区第1種地域 建造物修景地区第2種地域		美観地区	山ろく型美観地区
			山並み背景型美観地区
			岸辺型美観地区
			旧市街地型美観地区
			歴史遺産型美観地区
			沿道型美観地区
		美観形成地区	市街地型美観形成地区
			沿道型美観形成地区
		建造物修景地区	山ろく型建造物修景地区
			山並み背景型建造物修景地区
			岸辺型建造物修景地区
			町並み型建造物修景地区
合 計 7地域		合	計 12地区
	•	,	